

新社会人のみなさんへ

北秋田市で暮らすぞ!

# 北秋田市は フレッツシヤーズ を応援します!

#北秋田市で暮らすぞ  
#フレッツシヤーズ  
#きたあきた

北秋田市の  
新社会人<sup>※1</sup>に

最大 **15**万円<sup>※2</sup>  
の応援金を贈呈します!

※1 詳しい適用対象については裏面を  
ご確認ください。

※2 就労場所等が市外の場合は、  
応援金10万円となります。



対象者

新社会人の  
北秋田市民

お願い

SNS等での北秋田市の  
PRなどにご協力ください!

お問い合わせ先

北秋田市役所 産業政策課 移住・定住支援室

〈電話〉0186-62-8002

〈メール〉[iju@city.kitaakita.akita.jp](mailto:iju@city.kitaakita.akita.jp)

〈市ウェブサイト〉



北秋田市民  
限定

# 北秋田市で暮らすぞ！ フレッシュャーズ応援事業

北秋田市では、未来を担うフレッシュャーズ(新社会人)の新たなスタートを応援し、一緒にこれからの本市を盛り上げて欲しいという期待を込めて、一人当たり最大15万円を交付する「北秋田市で暮らすぞ！フレッシュャーズ応援事業」を実施します。

## 応援金の額

1人あたり10万円。申請日において就労場所が市内の方、または市内で起業した方の場合は5万円を加算(最大15万円)。

## 対象

次のすべての要件に該当する方

1. 本市に住民登録している方(※1)
2. 中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校等を卒業または中途退学した後、翌年度末までに就労・起業している方(※2)  
令和7年度においては、令和6年度に卒業・中退し、令和7年度末までに就労・起業した方
3. 上記※1と※2の条件を満たした日から2年を超える期間、本市に定住する意欲のある方
4. 申請日において、通算して3年以上本市に住民登録をしていたことがある方
5. 生活保護受給者でない方
6. 本市に納付すべき市税、分担金、使用料その他の滞納がない方
7. 反社会的勢力等の構成員ではないこと及びこれらの者と密接な関係を有していない方
8. 過去にこの要綱に基づく応援金の交付を受けたことがない方  
(北秋田市移住者住まい応援助成金と重複して交付を受けることはできません)

## 必要書類

1. 北秋田市で暮らすぞ！フレッシュャーズ応援金交付申請書(兼同意書)(様式第1号)
2. 卒業証書の写し(中途退学の場合は退学証明書等の退学を証するもの)
3. 就労証明書(起業者の場合は営業証明書等の起業を証するもの)(様式第2号)
4. 確認事項及び誓約事項(様式第3号)
5. その他市長が必要と認める書類

## 申請期限

上記※1と※2の条件を満たした日から1年以内

## 本市への協力

下記のことについて、協力をお願いしております。(※強制ではありません)

1. 応援金の活用方法や申請者自身の夢や目標等を市広報誌・ホームページ・SNS等に掲載すること
2. 市移住・定住支援室公式SNSアカウントをフォロー、または「いいね」すること
3. 本市が開催する出会い創出イベント等に協力すること(内容:年に数回程度、郵送・メール等でお送りする出会い創出イベントの案内を、受け取っていただくこと)

## 交付決定の取消し等及び応援金の返還

次のいずれかに該当するときは、応援金の交付の決定を取消(変更)し、返還を求める。

1. 虚偽の申請その他不正な行為により応援金の交付を受けたと認められるとき。
2. 上記※1と※2の条件を満たした日から2年以内に転出したとき。ただし、転勤、結婚及びその他市長がやむを得ないと認める理由で転出したときは、返還を求めない。この場合においては、返還不要となる理由届出書(様式第8号)を提出する。
3. その他市長が不相当と認めたとき。